

## 福岡市民間建築物吹き付けアスベスト除去等対策事業補助金交付要綱

制 定 平成20年4月1日

最近改正 令和 8年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物に吹き付けられたアスベストの分析調査事業及び除去等事業に要する費用に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、アスベストの飛散による健康被害を予防し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) アスベスト アスベスト及びアスベスト含有ロックウール（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。）をいう。

(2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物で次に掲げる事業を行うものをいう。ただし、除却する予定のあるもの及び建築基準法第28条の2の規定が適用される増改築等の予定のあるものは除く。

イ 分析調査事業 建築物に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。

ロ 除去等事業 建築物に露出して吹き付けられたアスベスト（綿状のものに限る。）について除去の措置を行う工事（以下「除去工事」という。）又は封じ込め若しくは囲い込みの措置を行う工事（以下「除去工事等」という。）。)

(3) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が当該補助対象建築物に関して行う分析調査事業及び除去等事業で、事業の内容が別表に定める基準に適合するもの。

(4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

(5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項又は3項に規定する者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者等であること

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者又は大規模な事業者として別に定める者以外の者であること

(3) 市税の滞納がないこと

(4) 補助対象建築物について、国、県及び公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと

- (5) 過去に、同一敷地内に存する他の補助対象建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- 2 本要綱による補助金の交付対象者は、公募により募集する。

(補助金交付対象者の除外)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助金交付の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 市長は、補助金交付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、補助金交付対象からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助金交付対象者に対し当該申請者又は当該補助金交付対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は、別に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 分析調査事業に係る補助金を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）に関係書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。
- 2 除去等事業に係る補助金を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書（除去等事業）（様式第2号）に関係書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。
- 3 申請者は、前2項の規定による申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別に定める補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- 2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後に事業に着手するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、別に定める補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定を受けたのち、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに別に定める補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

（補助対象事業の変更）

第8条 補助事業者は、第6条の規定による補助金交付決定を受けたのち、補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに別に定める補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、別に定める補助金交付変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 補助事業者は、分析調査事業が完了したときは、別に定める完了実績報告書（分析調査事業）（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、除去等事業が完了したときは、別に定める完了実績報告書（除去等事業）（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の書類は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 4 第5条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項又は第2項の規定による実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 5 第5条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項又は第2項の規定による実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、当該報告の内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別に定める補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、別に定める補助金交付請求書(様式第12号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が、規則に定めるもののほか、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 適正なアスベスト除去等工事でなかったことが判明したとき

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、第10条の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、該当取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、別に定める補助金返還命令書(様式第14号)により行うものとする。

(書類の整理)

第14条 補助事業者は、補助金の用途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業者等の義務)

第15条 補助事業者及び補助対象建築物の所有者(以下「補助事業者等」という。)は、アスベスト除去等の完了後においても、当該補助対象建築物を常時適正に維持保全しなければならない。

(指導・監督等)

第16条 市長は、補助事業者等に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な助言、勧告等を行うことができ、補助事業者等はこれに協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

|   |
|---|
| <p>1 分析調査事業に係る基準</p> <p>(1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した機関のほか石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関であること</p> <p>(2) 分析調査は、建築物石綿含有建材調査者が行うこととし、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法及び「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」（平成 18 年 8 月 21 日基安化発第 08211001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）により示された分析方法により行うものであること</p> <p>(3) 分析による調査の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内であること</p>  |
| <p>2 除去等事業に係る基準</p> <p>(1) 施工者は、次のいずれかの者であること</p> <p>ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者</p> <p>イ 建設業労働災害防止協会が発行する「建築物解体等における石綿粉じんへの暴露防止マニュアル」に従って施工することができる者</p> <p>(2) 除去工事等は、前号に掲げる施工者の区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること</p> <p>(3) 除去工事等は、建築物石綿含有建材調査者が関与した作業計画に基づき実施すること。なお、作業計画とは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則第 4 条に規定するものをいう。</p> <p>(4) 除去工事等の施工にあたっては、アスベスト関連法令及び労働安全衛生法等の施工に関する法令の基準を遵守すること</p> <p>(5) 除去工事等を行った後の補助対象建築物は、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定をいう。）に適合するものであること</p> <p>(6) 除去工事等の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、交付決定の通知を受けた日から起算して 90 日以内であること</p> |